

第2 屋内消火栓設備

令第11条及び規則第12条の規定によるほか、次によること。

1 消火栓の設置

消火栓を設置する階は、建基令第2条第1項第8号に規定する階数に算入される階とすること。

2 内装制限の範囲

令第11条第2項に規定する内装の制限については、第1 消火器具 2の規定によること。

3 加圧送水装置の設置場所等

令第11条第3項第1号ホ、第2号イ（6）及び第2号ロ（6）並びに規則第12条第1項第3号の2の規定によるほか、次によること。

- (1) 令第11条第3項第1号ホ、第2号イ（6）及び第2号ロ（6）に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。」は、次により取扱うものとする。

ア 延焼のおそれが少ない独立した建築部等内又は、当該装置を設置する部分を区画する壁、柱、床、及び天井を耐火構造とし若しくは、不燃材料で造られた専用の室に設けること。ただし、他の加圧送水装置、空調及び衛生設備の機器等で、火気使用設備（当該加圧送水装置との間に防火上有効な不燃材料で造った遮へい板等を設けるなど、火災予防上必要な措置を講じた場合は除く。）以外のものは併置することができる。

イ 不燃材料で造られた専用の室に設ける開口部は次によること。

(ア) 不燃材料で造られた専用の室に設ける出入り口、窓、換気口（ガラリ等）等の開口部は、防火設備とすること。

(イ) 給水管、配電管その他の管が、当該区画を貫通する場合には、当該管と不燃区画との隙間を不燃材料で埋めること。

(ウ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該区画の壁又は床を貫通する場合には、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けること。

4 ポンプを用いる加圧送水装置等

規則第12条第1項第7号ハ、ニ及び第2項第5号の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第12条第1項第7号ニに規定する加圧送水装置は、認定評価品とすること。
- (2) 消防長が支障がないと認めた場合、認定評価品を設置する位置、構造及び状況によっては変更を行うことができるものとする。

5 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

規則第12条第1項第7号ホに規定する「屋内消火栓のノズルの先端における放水圧力が0.7メガパスカルを超えないための措置」は、次のいずれかの方法によること。

(1) 高架水槽を設ける場合

防火対象物の高層階に設置する屋内消火栓と低層階に設置する屋内消火栓、それぞれに高架水槽を設置し、当該高架水槽を設置する高さにより放水圧力を調整する。

(2) 配管系統を別にする方法

防火対象物の高層階用と低層階用それぞれに揚程の異なるポンプを設置し、放水圧力を調整する。

(3) 中継ポンプを設ける方法

中継ポンプを設置し、高層階に設置された屋内消火栓設備の放水圧力を調整する。

(4) 消火栓開閉弁に減圧機構付の認定評価品を使用する方法

(5) 減圧弁、オリフィス等を使用する方法

この場合の設置方法等は、次によること。

ア 減圧措置のための専用の弁とすること。

イ 減圧弁の接続口径は、取付部分の管口径と同等以上のものであること。

ウ 設置位置は、開閉弁等の直近とし、点検に便利な位置とすること。

エ 減圧弁である旨を表示すること。

オ 減圧弁、オリフィス等を使用する場合は、工事整備対象設備等着工届出書に仕様書、性能書、構造図等を添付すること。

6 水源

令第11条第3項第1号ハ、第2号イ(4)及び第2号ロ(4)の規定によるほか次によること。

(1) 水源の水槽の材質は、次によること。

ア コンクリート、鋼板等の不燃材料で造ること。

イ 腐食のおそれのあるものは、有効な防食のための措置を講じること。

ウ FRP製、合成樹脂製の貯水槽を使用する場合は、次によること。

(ア) 室内に設置する場合は、規則第12条第1項第4号イ(ニ)(2)に準じた室内に設けること。

(イ) 屋外又は屋上に設ける場合は、規則第12条第1項第4号イ(ニ)(2)に準じること。または、不燃材料等で防火上有効な措置を講じること。

7 配管等

配管、管継手及び弁類は、規則第12条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 機器

- ア 耐食性及び耐熱性を有する配管を使用すること。
- イ 弁類を設ける場合の当該弁の最高使用圧力は、締切全揚程時における当該場所の圧力値以上のものを設けること。この場合において、弁類は、評定品を使用すること。

(2) 設置方法

屋外、冷凍室等外気温が凍結温度に達することが予想される場所に設ける配管等は、凍結防止のための措置を講じること。

8 乾式の取扱い

乾式の屋内消火栓設備に係わる設置及び維持の技術上の基準は、令第11条3項及び規則第12条の規定によるほか、次の(1)から(5)に適合していること。

(1) 設置条件

屋内消火栓設備を設置する場合であつて、十分な凍結防止措置を講じることが困難な場合、凍結により配管の破裂又は放水障害が生じる場合。

(2) 性能

消火栓箱の開閉弁を開け、加圧送水装置の起動スイッチを押した時から、1分以内に令第11条第3項に定める性能が得られるものであること。

(3) 構造

- ア 加圧送水装置の吐出側の配管には当該配管内の水を有効に排出できる措置を講ずること。
- イ 加圧送水装置を起動した場合における水撃に耐える構造であること。

(4) 水源

令第11条第3項に規定する量に乾式配管部分の水量を加えた量となるよう設けること。

(5) その他

- ア 屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓（乾式）」と表示すること。
- イ 制御盤の付近に、水抜き栓、呼気弁、排気弁等の位置を示した図及び水抜きの方法を明示すること。

9 非常電源

令第11条第3項第1号へ、第2号イ(7)及び第2号ロ(7)並びに規則第12条第1項第4号及び第5号の規定によること。

10 耐震措置

貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等の耐震措置は、規則第12条第1項第9号の規定によること。

11 ホース、筒先等

令第11条第3項第1号ロ、同項第2号イ（2）及び同項第2号ロ（2）に規定される「有効に放水することができる」とは、当該屋内消火栓のホースを展長させたものに放水距離（各設備の仕様によるものとし、おおむね5メートルとする。）を加えた範囲内に当該各規定で定められた放水範囲各部分が包含されることをいう。